

(様式4)

件名:	児童手当の過払いについて
担当課:	こども未来部 こども未来課 手当給付担当 (電話:083-934-2797)

本市児童手当受給者に対して、職員の事務処理誤りによる児童手当の過払いが生じたため次のとおり公表するもの。

(1) 対象受給者数及び過払金額

①対象受給者数：7件

②過払金額：2,585,000円

(2) 経緯

児童手当受給者1名について、令和7年2月分及び3月分の支給日である令和7年4月15日に、当該2か月分の児童手当に加え、本来支給すべきでない金額を誤って受給者の口座に振り込んだ。

令和8年2月2日、当該児童手当受給者からの連絡により過払いの事実が判明した。これを受けて、令和2年度まで遡り、同様の案件がないか確認したところ、6件の過払いが発生していることを確認した。

(3) 原因

対象の児童手当受給者から本市に対して児童手当関係の届出があった際、職員が児童手当システムの入力を誤ったこと及び支払いデータの確認不足により、既に支払い済みの児童手当を追加して支払ったもの。

(4) 対応

過払いとなった案件については返還に向けて協議を進めており、現時点で7件中2件が完済されている。

(5) 再発防止策

児童手当の事務処理について、システムへの入力内容及び支払い金額のチェック体制を強化して、改めて処理誤りが起こらないよう徹底する。

**【市長コメント】**

職員の事務処理誤りにより、児童手当の過払いが発生したことを深くお詫び申し上げます。再発防止を徹底するとともに、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。